三島市ホームページリニューアル業務 企画提案仕様

令和7年2月

三島市企画戦略部広報広聴課

1 業務名及び履行期間

- (1)業務名 三島市ホームページリニューアル業務(以下「本業務」という)
- (2) 履行期間等 ①契約期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

②リニューアル後ホームページ公開日時 令和8年2月2日(月)午前9時予定

2 目的

現在の三島市(以下「本市」という)ホームページは前回のデザインリニューアルから8年以上経過している。また、ホームページ管理システム(以下「CMS」という)は本市職員が自己開発により開発・運用しているものであり、利用者のニーズ、様々な技術革新、および自治体ホームページに求められるアクセシビリティ配慮に柔軟に対応できない状況になっている。そこで本市では、現在のホームページリニューアルと同時にシステムベンダーが提供する CMS を導入し、次に掲げる基本理念を実現するために本業務を実施する。

3 リニューアルにおける基本理念

- (1)「共創まちづくり」を実現するための、広報・広聴プラットフォームとしての機能を持たせる
 - ①第5次三島市総合計画の基本理念「つながりを力に変える」及び基本目標6「共に創る持続的に発展するまち」を実現し、人・企業・地域などのあらゆるものがつながり、共につくる共創のまちづくりを進めるためのツールとして、広報・広聴分野の総合プラットフォームとしてのホームページを目指す。
 - ②迅速かつ適切に情報提供する広報活動と、市民の意見を適切に施策に反映させる広聴活動により、開かれた行政を推進する。
- (2) 市民に市の魅力を発信し、シビックプライドを醸成できる

利用する市民が市の魅力を感じることができ、当事者意識、積極的な地域参加、自主的な PR などにつながるシビックプライドを醸成できるホームページを目指す。

- (3) あらゆる人に情報を届けられる
 - ①どのような人がどのような環境からでも利用でき、はじめて利用する人でも探している情報にスムーズにたどり着き、迷わずに目的を達成でき

るホームページを目指す。

②職員も直感的に(予備知識やマニュアル参照なしに、初見でも迷うことなく)操作でき、ノーコードでのページ編集とコンテンツ作成が可能なシステムを導入し、更新作業の負担を極力減らすホームページを目指す。

4 リニューアルにおける方針

「3 リニューアルにおける基本理念」を実現するために、下記のリニューアル方針に基づいて本業務を実施すること。

- (1) 湧水、せせらぎ、緑、温暖な気候、歴史などの本市の特色を利用者へ効果 的に発信できること
- (2) ユーザビリティを向上させ、利用者が必要とする情報に簡単にたどりつき、 より多くの情報を収集できること
- (3) 問合せや意見投稿等の広聴機能を現行より強化できること
- (4) アクセシビリティや JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針ー情報通信における機器・ソフトウェア及びサービスー第3部:ウェブコンテンツ」(以下、JIS8341-3) に配慮し、ページ全体がレベル AA 準拠したコンテンツを作成できること
- (5)職員の誰もが簡単且つ即座に情報を掲載でき、統一されたデザインにおいてコンテンツ作成と更新ができること
- (6) 多媒体との連携を図り、相乗的・効果的に情報発信できること
- (7) 災害発生等の緊急時でも迅速かつ継続的に情報を提供できること
- (8) 柔軟性及び将来的な拡張性が高く、保守サポート体制が充実した統合システムであること

5 業務概要

本業務では、上記の基本理念と方針に基づき、CMS の導入・構築や、ホームページ全体(以下「サイト」という)の構成の検討、デザインの作成、職員向け CMS操作研修、サイトの総合的なコンサルティング、システム更改における全般的な作業を行うこと。主な業務項目は下記の通りとする。

- (1) 現行サイトの調査・分析及び問題個所・弱点の抽出
- (2) 問題個所・弱点の改善
- (3) 本市の要求仕様を満たす CMS・システム・サーバ環境の導入・構築・設定
- (4) ホームページの構造・運用設計およびデザイン制作
- (5) コンテンツの企画立案・構築

- (6) アクセシビリティへの対応
- (7) 現行サイトから新システムへのコンテンツ移行
- (8) 操作・運用マニュアルの提供
- (9) 操作研修
- (10) 保守・運用支援(新サイト公開後も含む)
- (11) 追加提案
- (12) コンサルティング

6 対象ホームページ

(1) 対象コンテンツ

本業務では、三島市ホームページ配下の各コンテンツを対象とする 三島市ホームページ

(https://www.city.mishima.shizuoka.jp/)

(2) 特設サイトの構築

下記のコンテンツについて、提案者からの企画立案を元に CMS 内に特設サイトとして再構築すること。

①子育て支援サイト

(https://www.city.mishima.shizuoka.jp/mishima_info/kosodate/)

②移住定住応援サイト

(https://www.city.mishima.shizuoka.jp/iju/)

③楽寿園サイト

(https://www.city.mishima.shizuoka.jp/rakujyu/)

※②については、現行のデザインを基礎した再構築も可とする

(3) 簡易特設サイトの構築

下記のコンテンツについて、ヘッダー及びフッター部分を一般的なページと共通とする等の簡易的な特設サイトとして CMS 内再構築すること。また、職員が自由に新たな簡易特設サイトを作成できるよう、CMS 内に汎用的な簡易特設サイトのテンプレートを用意すること。

①郷土資料館

(https://www.city.mishima.shizuoka.jp/kyoudo/)

②箱根の里

(https://www.city.mishima.shizuoka.jp/hakonenosato/)

※予約状況カレンダー機能については、外部システム (kintone 及び kViewer) で作成したものを埋め込んでいるため、予約システムの導入は不要

であるが、現状同様にカレンダーを iframe タグ等により埋め込むこと。

なお、次のコンテンツについては、上記テンプレートを利用して職員による 簡易特設サイト作成を想定しているが、「19 追加提案」として本業務の費用 内での構築を提案することを妨げない。

①観光情報

(https://www.city.mishima.shizuoka.jp/kanko_index.html)

②みしまコロッケ

(https://www.city.mishima.shizuoka.jp/mishima_info/croquette/)

③ガーデンシティみしま

(https://www.city.mishima.shizuoka.jp/web_contentlist3400.html)

④スマートウエルネスみしま

(https://www.city.mishima.shizuoka.jp/mishima_info/swc/)

⑤水の都 三島

(https://www.city.mishima.shizuoka.jp/cp/yusui/)

(4) 対象外ホームページ

下記コンテンツは、リニューアル対象外とする。

①モバイルみしま

(https://www.city.mishima.shizuoka.jp/mobile)

②三島市魅力発信情報サイト いいね!三島

(https://www.city.mishima.shizuoka.jp/cp)

7 現行サイトの状況

- (1) ページ数 20,000 ページ (令和6年12月時点) ※移行対象ページ数は7,000ページ程度を想定
- (3) アクセス数
 - ①トップページ 75,000PV (令和6年11月ページビュー数)
 - ②サイト全体 928,000PV (令和6年11月ページビュー数)
- (4) 操作職員数 700 ユーザ

8 業務の詳細

(1)分析・提案

現行サイトの問題点や改善点を分析し、その改善策を示すこと。また、不足していると思われるコンテンツの新規作成について提案・助言を行うこと。

(2) サイト設計

分析した現行の課題、リニューアルの目的や基本理念・方針等を勘案し、 ユーザビリティに配慮したサイト設計を行うこと。

また、サイト設計案の提示については、サイト設計の基本的な考え方や提案するサイト構成の利点・アピールポイントなどを提案書に具体的に示すこと。

- ①目的とするコンテンツへ、利用者が迷わず直感的にたどり着けるよう、適切な階層構造を設計すること。あわせて、サイト内検索やパンくずリストなどの補助的なナビゲーション機能を活用し、利便性を高めること。
- ②利用者にとっての使いやすさを優先し、カテゴリからコンテンツの内容 が想像できるカテゴリ分類となるように設計を行うこと。
- ③レスポンシブデザインとし、単一のファイル作成でパソコン、スマートフォンやタブレット端末等異なるデバイスに対して表示内容が最適な状態に変化すること。
- ④Google 社無償のサイト内検索よりも利便性が高く、検索結果の各ページー覧とともに生成 AI による要約が表示されるサイト内検索を実装し、要約生成と検索ヒットに適した構造にすること。

(3) デザイン

- ①現行ホームページの課題、リニューアルの目的等を分析し、最適と考えるデザインを提案すること。また、構築時にトップページ、目次ページ、詳細ページ等の必要なデザイン案を作成すること。本市の特色を最大限反映しつつ、事業者の専門的な知見を活かしたデザイン・UI 提案を期待する。特に、本市のブランドイメージ(湧水、せせらぎ、緑)を踏まえ、視認性・操作性を向上させることに加え、ユーザビリティ・アクセシビリティへの配慮を重視すること。
- ②ホームページの全体構成、掲載項目の整理、利用者のアクセシビリティ、 ユーザビリティ等を考慮すること。
- ③ホームページとして、標準化・統一化されたデザインとすること。
- ④本市の特性などを反映したデザインし、特にトップページについては、 「本市らしさ」が伝わるデザインとすること。
- ⑤緊急性、必要性が高い情報を目立つところに配置できるようにすること。 なお、緊急情報はトップページへの表示、非表示が設定できること。
- ⑥レイアウト・アイコン等の配置・配色等の工夫により、掲載されている情報が一目で分かるデザインとすること。
- ⑦災害が発生した場合にスムーズな情報提供を可能にするため、画像等を 除いた災害用のトップページを作成すること。

(4) テンプレートの作成

作成したデザインに基づき、コンテンツ作成・編集等を行うためのテンプレート設計、開発を行うこと。業務用途に応じた複数のテンプレートを作成すること。また、職員で自由にレイアウト作成できるテンプレートを準備すること。

(5) 新規コンテンツの作成

分析した現行の課題、リニューアルの目的や基本理念・方針等を勘案し、 新たなコンテンツを作成すること。

- ①「6 (2)特設サイトの構築」及び「6 (3)簡易特設サイトの構築」を 受託者において実施すること
- ②現在の「よくある質問」(https://www.city.mishima.shizuoka.jp /web_categoryfaq.html) を FAQ ページとして移行し、新たな FAQ の作成 及び編集ができる環境構築を受託者において実施すること
- ③WEB 地図上の特定箇所にピンを立てた上でカテゴリ分けや説明を付与できる簡易的な地図を作製できる環境構築を受託者において実施すること
- ④家庭ごみ搬出方法に関するキーワード検索ページを作成できる環境構築を受託者において実施すること
- ⑤その他、上記(4)テンプレートを活用して、効果的な企画ページを自由 に作成できること

(6) アクセシビリティ対応

- ①JIS X 8341-3:2016 に配慮し、サイト全体が適合レベル AA に準拠したホームページコンテンツを作成することを原則し、可能な限り適合 AAA をめざすこと。
- ②リニューアル時のサイト構成、ページデザイン等に適用するウェブアクセシビリティガイドラインを作成すること。なお、リニューアル後のホームページ運用時にも職員が利用できるように平易な用語を用いること。 内容は打ち合わせの上、決定する。
- ③アクセシビリティの評価は、WAIC (ウェブアクセシビリティ基盤委員会) が示す試験実施ガイドラインに即し適正に実施すること。アクセシビリティ評価ツール (miChecker 等) を補助的に用いることは許容するが、目視による確認を必ず含めるものとする。また、ホームページ公開後、同試験結果を公開すること。

(7) コンテンツ移行要件

①移行作業の最適な方法、スケジュール、役割分担等を記した「コンテンツ

移行計画書」を作成し、提示すること。

- ②カテゴリページ、サイトマップのように CMS で自動的に作成されるコンテンツを除き、再構築範囲のコンテンツは、原則として受託者が移行すること (移行コンテンツは 7,000 ページ程度を想定)。
- ③移行後のページは、CMS を用いて修正、公開、削除作業が行える状態にすること。
- ④ページに添付されている PDF などのファイル、画像についても移行すること。
- ⑤移行する際、アクセシビリティ上の問題が生じた場合は、アクセシビリティガイドラインに基づき受託者で修正すること。
 - ※修正対応できない現行データが存在する場合には本市と協議すること。

(8) コンテンツ移行後の検証

コンテンツ移行の検証後、「コンテンツ移行報告書」を作成した上で提出 し、本市の検証において不備が発覚した場合は、受託者にて修正対応するこ と。

(9) CMS 仕様

ホームページの維持管理を行うための CMS を導入する。CMS を利用するユーザ、カテゴリ名及び階層構造、本市組織情報、ページ生成用の CMS テンプレートを構築及び設定すること。なお、CMS に求める機能は、別紙「CMS 機能要件一覧」に示す。

①システム基本構成

- (ア)公開サーバ、CMS サーバ及びバックアップ装置を含むすべての機器を本市庁舎内に設置せず、インターネットデータセンター(以下、「IDC」という)を利用した ASP/SaaS 方式とし、機器・ネットワーク回線等の維持管理等一切を受託者が行うものとする。
- (イ) 運用に関する問い合わせ窓口、障害受付窓口を用意すること。
- (ウ) 24 時間 365 日、有人にて監視可能な体制を確保すること。
- (エ)システムのバージョンアップや機能の追加等に対応できる拡張性を もたせること。
- (オ) サーバダウン等トラブルが発生した場合でもサービス停止が生じないような措置を講じること。
- (カ) 構築に当たっては十分なセキュリティ対策を講じること。サイト内の 全ページにおいて、常時 SSL 化に対応すること。なお、SSL の更新手 続きについては受託者が責任を持って行うこと。また、本市のドメイ

ンの維持管理 (DNS 管理を含む) を移管する予定があるため、管理能力を備えていること。

②ウェブページの形式

生成されるウェブページは、原則として全て静的に生成されるウェブページとする。ただし、必要に応じて動的に生成されることが適当なウェブページを提案する場合は、別途本市と協議の上決定すること。また、更新内容は即時に反映できるような仕組みを取ること。時間差もしくは定期反映になる場合はその旨を提案書に明記すること。

③動作環境

庁内ネットワークに接続されたクライアント端末よりブラウザのみで利用可能で、専用ソフトウェアのインストールが不要なシステムであること。なお、庁内イントラネットに接続されているクライアント端末の環境は次のとおりである。

OS: Windows10 以降

ブラウザ:Google Chrome (最新版)

④ネットワーク

インターネット経由での利用を想定しているが、庁舎ネットワークとの接続や IP アドレス規制などに関して、本市と十分に協議の上で設計すること。また、災害時等緊急の場合において、本市庁舎以外の場所から本市ウェブサイトの更新が可能となる仕組みを構築すること。

⑤セキュリティ

- (ア) サーバについては、常に OS 等の最新バージョンを維持してウィルス 感染等を防止すること
- (イ) 情報漏えい対策が十分にとられていること
- (ウ) 異常または障害が発見された際には、直ちに本市へ連絡すること
- (エ) 運用するサーバおよびアプリケーションは、SQL インジェクションクロスサイトスクリプティング等の脆弱性がないこと。また、OS やアプリケーションにセキュリティホール等の脆弱性が発見された場合、早急にセキュリティパッチを適用するなど、一部の例外を除き、追加の費用なしに修補すること
- (オ) 静岡県自治体セキュリティクラウドに対応すること (CDN は同セキュリティクラウド搭載のものを利用する)

⑥データセンター要件

本業務におけるサービスは、別紙「データセンター要件一覧」を満たしたデータセンターにより提供すること。なお、要件を満たせない項目がある場合は、提供資格を有しないものとする。

(10) 職員支援要件

①操作マニュアルの作成

ホームページを作成する際に一般的に必要となるアクセシビリティの知識、注意すべき事柄を説明するためのアクセシビリティガイドラインを作成すること。

また、CMS の操作方法についてシステム管理者、承認者・作成者用の操作マニュアルを作成すること。なお、特別な知識を持たない一般職員でも、内容を見ただけで操作ができるよう、わかりやすい表現で記述された操作マニュアルであること。

②職員研修の実施

システム管理者、承認者、作成者を対象に、対面による操作研修を実施すること。開催時期等については本市と協議の上、柔軟に対応すること。

- (ア) 作成者向け操作研修(職員20名に対し4回×90分程度)
- (イ)システム管理者向け操作研修(職員6名に対し1回×1時間程度) なお、研修実施における会場や操作端末等の環境は本市が準備する。承 認者向け研修は本市職員が実施するため研修資料を作成すること。

(11) 運用・保守業務

①運用・保守要件

リニューアル後の新ホームページ運用開始から年度末まで(令和8年2月2日~令和8年3月31日)の運用・保守作業は、本業務内で行うこと。なお、令和8年度以降の運用・保守については「21契約期間終了後のシステム利用」を参照すること

- (ア) 公開するホームページ及び CMS は 24 時間 365 日の稼動を原則とし、 ハードウェア障害の早期発見・予防に努めること。
- (イ)システムの安定的運用をはかるため、ソフトウェア、設備・機器、 セキュリティに関して定期的な保守を行うこと。
- (ウ) ソフトウェアに対して、OS 等のパッチ適用、バージョンアップを行うこと。

②システム監視

- (ア)システム監視ツールを活用して稼働監視を実施し、システムの可用性を確保し、異常発生時には障害時対応マニュアルに基づき迅速に対応し、障害の局所化、システム停止の回避や停止時間の最短化に努めること。
- (イ) 具体的な監視項目は以下の通りとする。
 - ・ネットワーク稼働監視
 - ・ネットワーク負荷状況(トラフィック)
 - ・サーバの稼働監視
 - ・プロセス監視 (OS 系、アプリケーション系)
 - ログ監視
 - サーバの負荷監視(CPU、メモリ、ディスク)
 - ・不正侵入検知(ワームや Dos 攻撃等の不正なパケットの検出)
 - サーバ上のファイルの改ざん
- (ウ) サーバ及び運用管理端末のコンピュータウィルス対策や、本システム に対する不正アクセス等のチェックを常に実施するなど、万全なセキ ュリティ管理を行うこと。ウィルスや不正アクセスを検知した場合に は、直ちに適切な対応を実施すること。
- (エ) 不正侵入、障害を検知した場合はすみやかに本市へ報告し、対策を講じること。
- (オ) 障害時の早期回復のため、1日1回以上バックアップを行うこと。バックアップデータは日次5世代以上管理すること。
- (カ)システムメンテナンス等による予見できる停止(計画停止)の際は、 やむを得ない場合を除き以下の予定で本市へ連絡すること。ただし、 計画停止を最小限に抑えること。
 - ·利用者側(住民側):3週間前
 - ·管理者側(職員側):1週間前
- (キ) セキュリティに関する理由などにより、それがシステムに与える影響が大きいと判断した場合には、システムの緊急停止を行い、すみやかに本市に報告すること。

③障害対応

- (ア) 障害に対して、予防、発生時の迅速な処理手順、再発防止のための 方策などについて障害管理計画を作成し、安定的な稼働管理を行う こと。
- (イ)障害が発生した場合は、本市に迅速に連絡するとともに、直ちに状況 の把握を行い、障害箇所の特定、影響範囲の調査、即時対応、現状復

帰すること。また、本市が障害を発見した場合、電話、Eメールによる問い合わせに対応すること。

- (ウ) データセンターにおいて障害の一次切り分けを実施すること。
- (エ) 稼働診断、定期点検等により障害の予防を行うこと。
- (オ) 障害対応履歴の集積・分析、原因の分析により再発防止を行うこと。

④バージョンアップ対応

CMS に対して性能や品質強化、新たな機能の追加及び新たな OS やブラウザへの対応等、契約の範囲内において対応すること。また、CMS バージョンアップは年1回以上実施すること。なお、過去のバージョンアップ内容について提案書に明記すること。

⑤問い合わせ対応

問い合わせ窓口(サポート窓口)があり、操作に関する問い合わせ等に対応できる体制があること。原則として対応時間は平日(土・日曜日、祝日を除く)の8時30分から17時15分までとする。ただし、緊急時は、本市と協議の上対応すること。また、障害対応時は原因の究明、対処・復旧作業等までのスケジュールを本市と協議の上、確実に実施すること。問い合わせの受付/回答手段は、電話、FAX、またはEメールとする。ただし、緊急性の高いものについては電話を利用すること。

⑥災害時・緊急時の対応

- (ア) 24 時間 365 日の監視体制があり、休日・夜間であっても迅速に対応すること。
- (イ) 災害時・緊急時のサポートは別途費用なしで対応すること。
- (ウ) 大規模災害の発生により、庁舎内パソコンから CMS にアクセスできないケースを想定し、庁舎外からウェブページを作成・公開できる仕組みを実現すること。なお、ホームページ更新を継続するための工夫について提案書に明記すること。

⑦拡張性

柔軟性及び将来的な拡張性の高いホームページとする。なお、具体的な 拡張性について提案書に明記すること。

(12) 追加提案

本仕様書は本市が最低限必要と考えているものであるため、受託者の専門的な立場から、他事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は、積極的に提案すること。ただし、追加提案は令和

8年度以降のシステム利用費用が増額しないものが望ましい。

9 成果物

構築及び保守・運用支援の完了後、速やかに下記の書類等を提出すること。 紙媒体及び電子媒体(CD-ROM等)を各1部納品すること。

- ・プロジェクト計画書
- ・デザイン設計書
- ・コンテンツ移行計画書
- ・コンテンツ移行報告書
- ・システム管理者向けマニュアル
- ・コンテンツ作成者および承認者向けマニュアル
- 研修資料
- ・アクセシビリティガイドライン
- ・アクセシビリティ試験結果
- 議事録

10 検収

受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告を行うこと。本市は納入日から 10 開庁日以内に成果物の検査を行い、その結果不備が認められた場合、 受託者は可能な限り速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納入する こと。また、本市は再度納入された成果物の検査を速やかに行う。

11 再委託

受託者は、デザイン、設計、データ移行、公開、保守など各工程を一括して自己で完結できること。基本的には第三者委託を禁止とする。ただし、作業工程の一部を委託する場合には、あらかじめ本市の承諾を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託者が全責任を負うこと。

12 守秘義務

個人情報、秘密と指定した事項および業務の履行に際し知り得た秘密(以下「秘密情報」という。)を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

13 著作権

本業務における成果物の原著作権及び二次的著作物の著作権は本市に帰属するものとする。受託者は成果物について、本市及び本市が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。

ただし、本業務における成果物のうち、従前から受託者等が保有する知的 財産権を有しているものについては、受託者等に権利留保されるものとする が、本市は本契約の成果品を利用するための必要な範囲において、これを無 償で利用できるものとする。

納入する物件に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物」という。) が含まれている場合は、本市が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物 の使用に必用な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこ と。この場合、受託者は当該契約等の内容について事前に本市の承認を得る こととし、本市は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するもの とする。

14 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は本市と協議を行うこと。

15 契約期間終了後のシステム利用

本業務により構築したホームページ及び CMS 等は、予算が確保できない場合を除き、令和8年4月1日以降も継続して使用することを想定している。様式第5-7号「2価格提案」に記載された見積金額を含めたシステム使用の諸条件を本市と受託者の協議により決定し、別途契約するものとする。なお、契約協議の詳細は、「プロポーザル実施要領 10契約(1)」を参照すること。